

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	初夏の大商業まつり事業の委託について
--------	--------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：地域文化部産業振興課）

件名 初夏の大商業まつり事業の委託について

保有課(担当課)	産業振興課
登録業務の名称	初夏の大商業まつり事業
委託先	新宿区商店会連合会(特命随意契約により業者指定)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	《委託先に収集させる項目》 ①10,000円相当の物品当たり券の発送(委託) 当選者の氏名、住所、電話番号 ②アンケート用紙の回収(再委託) アンケート回答者の氏名、住所、回答内容
処理させる情報項目の記録媒体	紙及び電磁的媒体(電子媒体はアンケートのみ)
委託理由	新宿区商店会連合会は区内の商店会相互の連絡調整を図り、商店街の振興発展を期することを目的に活動をしている団体である。本業務を履行するには、多くの参加商店を募る必要があり、そのためには、商店会及び商店街振興組合に加入している各商店に対して唯一組織力を持った同団体に業務を委託することが効果的であるため。
委託の内容	委託先は、以下の業務を実施する。 ①抽選券の企画・発行 ②抽選券の配布及び参加店舗のマップ作成とWeb公開 ③本事業に賛同する区内店舗の募集・審査及び取りまとめ ④PR業務(ポスター、チラシの作成) ⑤事務局運営①(消費者問合せ窓口、参加店問合せ窓口) ⑥事務局運営②(金券換金及び処理業務) ⑦業実施後の効果測定(対消費者アンケート)【アンケート用紙の配付、回収等以外を再委託する。】
委託の開始時期及び期限	平成27年4月1日から平成27年9月30日まで ※委託先に個人情報を取り扱わせるのは、平成27年6月1日から
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 商店会連合会との契約書には、「特記事項(別紙1及び別紙2)」を付す。 2 再委託先との間の契約書には、「特記事項(別紙2)」を付す。 3 契約の終了後、保有した個人情報は破棄させ、破棄の事実を確認する。 4 区職員が、必要に応じ、立入調査を実施する。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定する 2 提供された情報は施錠できる金庫(キャビネット)に保管する。 3 電子的媒体についてはパスワードを付け、情報を保管する。 4 契約の終了後、保有した個人情報は破棄する。

件名 初夏の大商業まつり事業の再委託について

保有課(担当課)	産業振興課
登録業務の名称	初夏の大商業まつり事業
委託先(再委託先)	【委託先】 新宿区商店会連合会(特命随意契約により業者指定) 【再委託先】 株式会社アストジェイ(プライバシーマーク取得済)
再委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	《委託先に収集させる項目》 アンケート回答者の氏名、住所、回答内容
処理させる情報項目の記録媒体	紙及び電磁的媒体
再委託理由	本事業は国の「地域住民生活等緊急支援交付金」を活用しており、事業の効果測定のための調査を行うことが条件となっている。本事業は、多くの参加商店を募る必要があるため、そのためには、商店会及び商店街振興組合に加入している各商店に対して唯一組織力を持った新宿区商店会連合会に委託するが、効果測定については実施ノウハウを持つ上記再委託先に再委託する。
再委託の内容	再委託先は、効果測定のためのアンケート調査のうち以下の業務を実施する。 ① 再委託先は、QRコード及び新宿区商店会連合会の公式ホームページから接続されるアンケートの入力フォームを作成する。 ② 再委託先は、委託先が回収したアンケートの回答及びQRコード等から利用者が直接入力したアンケートの回答を集計する。 ③ 再委託先は、集計した②の情報をもとに、抽選を行い、当選者1,000名に図書カード500円分を送付する。 ④ 再委託先は④のアンケート集計データと⑤の送付結果を委託先に報告する。
委託の開始時期及び期限	平成27年 6月 1日 から 平成27年 9月30日まで
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 商店会連合会との契約書には、「特記事項(別紙1及び別紙2)」を付す。 2 再委託先との間の契約書には、「特記事項(別紙2)」を付す。 3 契約の終了後、保有した個人情報は破棄させ、破棄の事実を確認する。 4 区職員が、必要に応じ、立入調査を実施する。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定する 2 提供された情報は施錠できる金庫(キャビネット)に保管する。 3 電子的媒体についてはパスワードを付け、情報を保管する。 4 契約の終了後、保有した個人情報は破棄する。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 6 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 7 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 8 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 9 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。

10 乙は、乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの（以下「再委託先」という。）に対して、当該業務に従事している者及び従事していた者に次のことを周知しなければならない。

ア 当該業務又は事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと。

イ 新宿区個人情報保護条例（平成 17 年新宿区条例第 5 号）第 43 条（個人の秘密に属する保有個人情報の提供に係る罪）、第 44 条（不正な保有個人情報の提供又は盗用に係る罪）の罰則の適用があること。

11 甲は、必要に応じて直接再委託先に報告を求め、調査を行い、指導することができる。乙は、再委託先との契約書に当該条項を明記しなければならない。

12 乙は、再委託先との契約書に別紙委託者の再委託用の特記事項に掲げる事項を明記しなければならない。

（資料等の返還等）

13 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

（業務に関する報告）

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

（監査）

15 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

（従業員に対する教育）

16 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

（事故発生時等における報告）

17 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

（公表）

18 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

（損害の賠償）

19 乙は、第 1 項から第 17 項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

特記事項

(基本的事項)

- 1 丙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(甲、乙及び丙の意義)

- 2 この特記事項において、「甲」、「乙」及び「丙」とは、それぞれ次の各号に定めるものをいう。

- (1) 甲 新宿区長
- (2) 乙 甲から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの
- (3) 丙 乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの

(秘密の保持)

- 3 丙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 4 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 5 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 6 丙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
- (3) 犯罪に関する事項
- (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 丙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 丙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

9 丙は、業務を行うために乙から提供され、又は丙が収集した個人情報を複製し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

10 丙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

11 丙は、この契約の終了後は、業務を行うために乙から提供され、又は丙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を乙に返還し、又は引き渡し、丙が業務を行うに当たり丙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

(業務に関する報告)

12 丙は、乙の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

13 丙は、業務に関する個人情報の管理状況について、乙の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

14 丙は、丙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

15 丙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(甲の報告要求、調査及び指導)

16 甲は、必要に応じて直接丙に報告を求め、調査を行い、指導することができる。

(公表)

17 甲は、丙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

18 丙は、第1項及び第3項から第16項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲、乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。